

年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係
☎76-2151 内線 222、223

国民年金保険料の案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による「納付」のご案内や「免除等の申請手続き」のご案内を民間事業者へ委託しています。

《令和2年10月から》

ご案内させていただく民間事業者
(北見年金事務所)

アイヴィジット 東洋紙業共同企業体

問い合わせ先 ☎0570-021-781
IP電話からは ☎03-3941-3162

振り込め詐欺などにご注意を!

◎民間事業者は日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

◎平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料の社会保険料控除の対象期間は、その年の1月1日から12月31日まで納付した保険料が対象となります。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に納付された方	令和2年11月上旬
令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に今年初めて納付された方	令和3年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

お問い合わせ先の名称 『ねんきん加入者ダイヤル』

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でお掛けになる場合は☎03-6630-2525

《受付時間》 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後4時

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からお掛けになる場合は全国どこでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からお掛けになる場合は通常の通話料金がかかります。

*「03-6630-2525」の電話番号にお掛けになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、ご注意ください。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、少子高齢化に対応した積立型の年金で、終身保障制度や社会保険料控除の対象にもなります。農業委員会では、農業者年金の加入推進に努めています。

詳しい内容は、地区の農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

【農業者の方なら広く加入できます】

農業者年金に加入できる対象者は、次の3つの条件を満たす方です。①国民年金第1号被保険者 ②農業従事日数が年間60日以上 ③60歳未満の方
※農地を持っていない農業者や配偶者、後継者等も加入できます。

【保険料の額は自由に決めることができます】

農業者年金の保険料は、自分で自由に決めることがで

きます。月額2万円から6万7千円までの間で自由に選択できます。また、農業経営の状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。

【終身保険で80歳まで保障】

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

【保険料の国庫補助があります】

認定農業者、認定就農者、家族経営協定締結者が一定の要件を満たす場合には、保険料の国庫補助が受けられます。

問い合わせ先 津別町農業委員会事務局 ☎76-2151

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について (色はうすい黄色です)

後期高齢者医療制度では、これから入院を予定している方、通院でも医療費が高額になりそうな方に減額認定証を発行しています。

対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口でお手続きください(手続きに必要なもの:被保険者証、印鑑、マイナンバーカード)。自分が該当になるかわからない方は、事前にお電話ください。

該当になる方は『現役Ⅰ』『現役Ⅱ』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の方です。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線237)

【月ごとの負担の上限額】



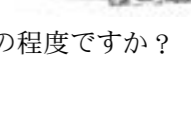
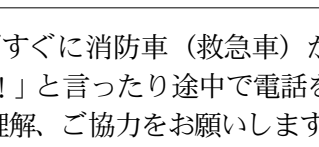
区 分		自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【※多数該当 140,100円】
	課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【※多数該当 93,000円】
	課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【※多数該当 44,400円】
一 般			18,000円 57,600円 【※多数該当 44,400円】
住民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円 24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※ 多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合)

11月9日は『119番の日』です

《119番通報のポイント》

「あわてず・落ち着いて・正確に」次の内容を通報して下さい。

- | | | |
|-------|---|---|
| 通信指令室 | — 119番通報を受理
消防署です。火事ですか? 救急ですか? |  |
| 通報者 | — 「火事(救急)です」。 | |
| 通信指令室 | — 美幌町ですか? 津別町ですか? |  |
| 通報者 | — 「津別町です」。 | |
| 通信指令室 | — 名前と住所を教えてください。 |  |
| 通報者 | — 「消防太郎という家です」。「住所は、〇〇町〇番地です」。
※隣の住宅名や近くの目標物をお聞きすることがあります。 | |
| 通信指令室 | — 何が燃えていますか? 誰がどうしましたか? |  |
| 通報者 | — 「家が燃えています」「交通事故でけが人がいます」など。 | |
| 通信指令室 | — 逃げ遅れた人はいませんか? けが人は何名で、けがはどの程度ですか?
分かりました。消防車(救急車)がすぐに出動します。
※最後に通報者の氏名・電話番号をお聞きします。 | |

◎119番通報を受理し、火事か救急か・発生場所・大まかな内容がわかればすぐに消防車(救急車)が出動します。出動後に必要な情報をお聞きしますので、「いいから早く来い!」と言ったり途中で電話を切ったりせず、通信指令員の質問に最後まで落ち着いてお答えください。ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189